

令和3年8月20日

議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塙原村農業委員会

令和3年度北塩原村農業委員会総会（令和3年8月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和3年8月20日（金）午後1時30分～3時12分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星 源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	欠
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	欠
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	柏谷孝雄	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員5名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名全員出席。

4. 欠席委員

1番、小椋 隆子委員

4番、二瓶 睦夫委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 協議事項
 - ・令和3年度利用状況調査（遊休農地調査）の実施について
- 第5 提出議案
 - 議案第1号
 - 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - ・番号1番 所有権移転
- 第6 その他
 - ・北塩原村農業会社について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 博
事務局班長 渡部 達也
事務局主査 須藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和3年度北塩原村農業委員会定例総会8月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

（挨拶）

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長にお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。1番、小椋隆子委員と4番、二瓶睦夫委員より欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は農業委員7名中5名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でご

ざいますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、5番、蓮沼喜久雄委員、2番、中川博之委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに（1）の業務報告から説明いたします。1番、7月8日、令和3年度農業者年金業務担当者会議、こちらはオンラインで開催されまして、事務局が参加しております。2番、7月20日、遊休農地対策に係る担当者研修会、こちらもオンラインで開催されまして、事務局が参加しております。3から4番、7月20日、令和3年度福島県農業委員会職員協議会定期総会とそちらが終わってから農地法に基づく遊休農地の措置に関する研修会がオンラインにより開催されまして、どちらも事務局が参加しております。5番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会8月定例会を開催しております。続きまして、（2）の今後の業務予定でございますが、1番、8月26日に開催予定されておりました令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が県内の新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、開催延期となりました。なお、開催時期については現在未定とのことでございましたので、確定次第、お知らせいたします。なお、本日お配りしている農業委員会の業務必携という冊子は、いつもですと委員研修会で使用してりしておりますが、今後の委員活動の参考として、各自ご自宅の方で目を通していただければと思います。続きまして、2番、9月21日、北塩原村農業委員会総会9月定例会を集会室1・2で開催予定でございます。以上で業務報告と今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、協議事項に入ります。令和3年度利用状況調査（遊休農地調査）の実施について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。協議事項、令和3年度利用状況調査（遊休農地調査）の実施について、説明いたします。こちらの調査は農地法第30条の規定により、毎年1回、管内にある農地の利用状況等について、調査を実施しなければならないこととされておりますので、調査方法や調査日などについて協議するものでございます。では、初めに提出議案の7ページをお開きください。遊休農地調査と荒廃農地調査の統合についてでございますが、これまで、農地の利用状況に関する調査につきましては、農地法上の利用状況調査と荒廃農地調査の2つの調査が存在しておりました。その2つの調査は確認する内容がほぼ同じということもあり、2つの調査を併せて実施しておりましたが、今般、現場段階での負担軽減や調査の効率化の観点から2つの調査が統合されました。統合されたことに伴いまして、農業委員会が遊休農地をより詳細に分析できるように、同じ項目の整理や1号遊休農地、いわゆるA分類の細分化等、調査項目も見直しがされたところであります。それでは、どの辺が変更となったのか説明させていただきます。7ページを横に見て左側、従前の調査の方をご覧ください。これまで、農地法上で実施が義務付けられていた利用状況調査（遊休農地調査）と農村振興局で実施していた荒廃農地調査の2つの調査がございました。どちらも基本的には農地の荒れ具合を確認する調査で、遊休農地調査でいう1号遊休農地は荒廃農地調査でいうA分類と同じものになりますので、これまで当委員会では、荒れた農地を再生可能なA分類と再生困難なB分類の2つに分けて調査を実施してきました。右側の統合後の調査の方をご覧ください。それが今年度から利用状況調査（遊休農地調査）の1本に統合されまして、これまでA分類と判断してきた農地をさらに細分化することとされました。この後詳しく説明しますが、草刈り等で直ちに解消する農地を小文字のa、基盤整備等が必要な農地を小文字のbに分けることとなります。再生困難な農地はこれまでどおり変更はなく、大文字のB分類となります。次の8ページをご覧ください。下の統合後のところになりますが、緑と黄色で覆われた1号遊休農地、こちらが変更となった箇所でございます。いろんな言葉が出てきて少し混乱させてしまうかもしれません、先ほどの小文字のa、草刈り等で直ちに解消する農地がこちらの緑区分に該当し、小文字のb、基盤整備等が必要な農地が黄区分に該当いたします。これまで、ただのA分類と判断してきた農地を、今年度からは小文字のaとbに分けなくてはならなくなってしまったわけでございます。それから、その右隣りに非農地判断とありますが、国の方では、再生困難なB分類と判断した農地については、非農地判断

をし、農地から外すようにと言われておりますので、今後、非農地判断の実施についても、周りの農業委員会の状況等も見ながら、検討していかなければならないかと考えております。それでは、調査の実施について説明いたします。提出議案の4ページをご覧ください。1、目的ですが、利用状況調査は、農地法第30条の規定により毎年1回、管内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないとされていることから実施するものでございます。先ほど説明しましたとおり荒廃農地の発生・解消状況に関する調査については、今年度より廃止(統合)されました。2、調査日でございますが、例年どおり、事前調査と全体調査により対応いたします。①事前調査につきましては、各委員が事前に担当地区内の荒れている農地を把握する作業となります。8月下旬から9月上旬を目安に行っていただきたいと思います。②全体調査については、農業委員・推進委員、事務局による調査となり、荒れている農地の度合を荒廃区分により判断する作業となります。調査日につきましては、9月中を目標に行いたいと思っております。各委員さんの都合もございますので、担当地区の委員さん同士で調整していただき、調査日・時間・集合場所を決めていただきたいと思います。なお、担当地区の関係上、2回、調査にご協力いただく委員さんもいらっしゃいますが、すみません。ご了承ください。提出議案の5ページをご覧ください。3、調査の方法でございますが、事前調査で図面を基に荒れている農地を把握していただき、全体調査では事前調査で把握した荒れている農地を中心に巡回しまして、目視による確認を行います。そこで農地区分を判断し、必要に応じて写真を撮り、図面等へ記録を行います。調査区域の図面は本日配布いたします。後ろの机に各地区ごとの図面を置きましたので、お帰りの際にお持ちください。なお、こちらの図面は毎年使用しているものになりますので、これまでの調査結果が記録されております。図面への記載は鉛筆又はシャープペンを活用願います。また、経年劣化により図面も破れてしまったりしますので、取り扱いには注意していただければと思います。前回の情報が必要となるため、ずっと同じ図面を使ってきましたので地区によっては、だいぶボロボロになってしまっている図面もございます。委員さんからご意見をいただいているタブレット導入も検討しているところですが、導入に係る費用に対する補助金活用の見込みですとか、1番の課題となる国土調査未実施地区の図面と現況が合わない農地の対応、さらには中山間地域や山間部などでは位置情報に誤差が出るなどの不具合も多いと導入した委員会の話も聞きますので、もうしばらくは図面での調査となります。申し訳ございませんが、ご協力お願いいたします。なお、基本的には図面の方に直接記入していただいて構いませんが、面積が小さく書くスペースがない場合などは、皆さんにお配りしているバインダーに挟んであります結果一覧表の方に記入していただければと思います。図面に直接記入するか、一覧表の方に記入するかは、各委員さんのやりやすい方でお願いいたします。続いて、4、調査地でございますが、区域内の全ての農地とはなっておりますが、図面と現場があまりにも合わない箇所については、調査 자체難しいと考えておりますので、随時対応したいと思います。5、調査内容でございますが、荒れている農地を一筆毎に確認します。過去の調査に

おいて、既に荒れている農地と判断されている農地については、再生・解消状況、A分類の細分化などを確認することとなります。6、調査人員は、農業委員・推進委員全員と事務局1名の合計14名で実施いたします。7、強化月間ですが、8月から9月の2ヶ月を強化月間として設け、調査に力を入れていただきたいと思います。8、準備物は、事務局で準備いたします。その他といたしまして、農地パトロール等を併せて実施いたします。提出議案の6ページになりますが、調査の流れを載せております。調査の流れ自体は昨年度と大きな変更はありませんが先ほども説明しましたとおり、確認する内容に一部変更がございます。真ん中よりちょっと下の「調査実施にあたっての留意事項」というところをご覧ください。

※の1つ目、前年度にA分類と判断した農地については、草刈り等の実施により、解消されていることが確認できた場合には、今年度解消されたことが分かるように「R3解消」と記入をお願いします。ただ、Aの文字を消しただけでは、気付けてはいますが、集計の時に見落としてしまう可能性が若干ありますのでご協力お願いします。次に、荒廃が進んで再生困難と判断した場合は、大文字のBと記入してください。ここからが、今年度から変更となった点でございますが、昨年度のままA分類と判断した場合は、小文字のaかbのどちらかに区分するようになります。繰り返しになりますが、下の②の1つ目、1号遊休農地（A分類）の、農地法第32条第1項第1号の再生利用が可能な荒廃農地について、今年度より農地の荒廃状況に応じて二通りに区分することとなりました。小文字のaは、草刈り等により直ちに耕作することが可能となる農地で、小文字のbは、草刈り等により直ちに耕作することはできないが、基盤整備等の条件整備により再生可能となる農地のことをいいます。また、上の※の2つ目に戻っていただいて、前年度、B分類と判断した農地については、再生困難な農地としてそのままB分類のままなのか、それとも小文字bの方に該当するのかの判断をお願いします。遊休農地の区分を判断する参考資料として、9ページから12ページに載せておりますので、参考にしていただければと思います。なかなか、判断に困るような農地は、全体調査の時に皆さんで確認していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。なお、調査を実施する際は、農業委員会活動を目にする取り組みとするため、農業委員会のキヤップと腕章を忘れずに付けるよう、お願いしたいと思います。上記のとおり提出いたします。令和3年8月20日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で令和3年度利用状況調査（遊休農地調査）の実施についての朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了いたしました。まず、全体調査の日程を協議いたします。各地区の担当委員同士で協議し、全体調査の実施日、時間、集合場所について調整していただきたいと思います。なお、欠席委員がいる地区につきましては、とりあえずは日程の方を決めていただき、後日欠席した委員と日程調整をしていただきまして、変更等があれば、事務局まで連絡してください。それでは、5分ほど協議の時間を設けます。

（5分ほど、担当委員同士で協議）

○議長

5分経過いたしましたが日程調整は終了しましたか。それでは、調整結果を報告願います。まずは、下吉・谷地地区は9月10日の金曜日で、午前10時から。集合場所は銘木食堂の駐車場です。次に北山地区の報告をお願いします。

○5番 蓮沼喜久雄委員

はい。北山は9月15日、水曜日かな。時間は午前10時からで、集合場所はいつも通り構造改善センターです。

○議長

続いて、関屋・樟地区お願いします。

○3番 岩田多吉委員

はい。9月16日、木曜日、時間は午前10時からで、集合場所は関屋集会所。

○議長

では、大塙地区お願いします。

○6番 遠藤俊一委員

8月26日、木曜日、9時から。集合場所は嘉久委員の夢農場。

○議長

桧原地区と裏磐梯地区は農業委員が欠席だから、後からの連絡になりますか。

○推進委員、柏谷孝雄委員

一応決めたので。9月17日、金曜日で、集合場所は昨年と同じで元明大セミナー。午前10時から。桧原と裏磐梯は合同でやります。

○議長

それでは、以上のとおり全体調査を実施しますので、よろしくお願いいいたします。日程関係以外にその他、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、令和3年度利用状況調査（遊休農地調査）について終了するとともに、協議内容の通り調査を実施することとします。

○議長

それでは、議事に入ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。次の農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請当事者の氏名等についてですが、譲渡人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字北山字

○○の方、譲受人は、○○○さん、○○歳、大字北山字○○の方でございます。2、申請する農地の所在地及び面積は、北山字○○13番、地目は田、面積1,467m²の1筆でございます。3、権利を設定しようとする事由については譲渡人が相手方の要望のため、譲受人が経営規模の維持・拡大のためにございます。 続いて4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は、永年。土地の対価は、1,000,000円でございます。5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、14ページと15ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。また、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年8月20日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第1号の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。8月15日の日曜日だったかな、○○○さんのお宅に行きました、話を聞いてきました。○○○さんからの要望で今回所有権移転をすることになったそうです。その後、○○○さんにも確認し、内容等にも問題はないと思いましたので、許可相当と認めます。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

ここは、○○○君のハウスのところだよな。

○議長

そうです。○○○を挟んだところにある農地です。

○議長

他にご質問等はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号の所有権移転について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それでは、その他に移させていただきます。本日は、北塩原村農業会社設立協議会長の高畠さんより、農業会社設立に向けた進捗状況などについて、説明させていただきたいと思います。準備いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

(高畠氏 入室、資料配布)

○村農業会社設立協議会事務局長高畠氏

(農業会社の進捗状況等について説明)

○事務局長

ありがとうございました。皆さんの方から、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答・意見交換)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和　年　月　日

北塩原村農業委員議長（会長）

印

議事録署名委員　5番

印

議事録署名委員　2番

印